

2026年4月努力義務化!

～病気を理由とした従業員の離職を防ぐために～

# 「治療と仕事の両立支援」 の進め方

病気になっても治療を受けながら安心して働き続けるために、厚生労働省が推進しているのが「治療と仕事の両立支援」です。

2026年4月には、関連法の改正も施行され、事業主の努力義務となりました。

本セミナーでは、経営者・管理職・人事労務担当者を対象に、両立支援の基本事項から企業に求められる対応や体制整備の進め方など、分かりやすく解説します。

要予約  
参加費無料

2026年

日時

7月16日(木)

15:00-16:30

第1部：講演・質疑応答 60分

第2部：グループワーク 30分

【対面会場限定】

定員

対面：40名

オンライン：100名

講師

花谷 和雄 氏

京都産業保健総合支援センター  
メンタルヘルス対策・両立支援促進員

社会保険労務士  
公認心理師

社会保険労務士として企業と働く人たちが安心して働ける環境作りに努めると共に20年以上カウンセラー、メンタルヘルスのセミナー講師として活動。企業が積極的に「両立支援制度」に取り組んでいけるよう啓蒙活動をおこなっている。

従業員が病気になった時、  
どう対応しますか

従業員の治療・休職・復職に  
どう向き合う？

病気になっても仕事を辞めずに  
働ける会社づくりとは



形式

対面：京都テルサ東館1階  
第5会議室

〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町70

近鉄「東寺駅」より東へ徒歩約5分

地下鉄「九条駅」④出口より西へ徒歩約5分

オンライン:Zoom

申込

二次元コードより  
お申込みください

申込締切:2026年7月14日(火)17:00

対面



オンライン



主催



京都企業人材確保センター

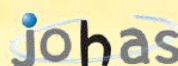
TEL：075-682-8948

受付時間：平日9時から17時まで  
京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階

共催

独立行政法人 労働者健康安全機構

京都産業保健総合支援センター



TEL：075-212-2600

京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1  
アーバネックス御池ビル東館5階